

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

これまで地方創生の様々な取組が行われてきたが、東京一極集中という大きな流れを変えるには至っていない。過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけでなく、イノベーションの源泉となる多様性を失わせ、国全体の生産性や競争力の向上を阻害することとなる。また、合計特殊出生率の低い東京圏に人が集まることによる日本全体の出生数の減少や、大規模災害によるリスクなど、日本の持続的な発展を阻害するものであり、放置すれば日本全体が衰退していくことになる構造的な課題である。

国においては、こうした構造的な課題の解決を国政の中心に据え、必要な政策を総合的に推進するよう取り組んでもらいたい。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
 - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
 - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

- 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し、地方の魅力等を発信することにより、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

国への提案事項

3 東京と地方における財源配分の適正化

- 二地域居住など、ライフスタイルの多様化に対応する新たな住民税の仕組みを創設すること。

4 企業の移転促進に向けた調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

5 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 企業の地方移転を実現するための実効性の高いKPIを設定することで、適切に進捗管理を行うとともに、
 - ・雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制を更に拡充するとともに、東京圏と地方での従業員数により、法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
 - ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
 - ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
 - ・本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

6 U I J ターン就職の促進に対する支援

- 小・中・高の教育の段階で、県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、地方へのUターン就職・転職の動機付けとなる取組に対する支援を行うこと。
- デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生移住支援事業)制度のマッチング支援事業について、令和7年度末に期限を迎えるマッチングサイトのデータ連携を維持させるための仕組みの継続、又は新たに連携対応を行う際の財源措置をとること。
- また、地方就職学生支援事業について、対象地域や対象となる就職活動時期の実情を見据えた設定を行うとともに、支給スキームの見直しと併せてインターンシップに係る費用への支援等の制度の見直し・拡充を図ること。
- なお、令和7年度に予定されている転居費用の支援について、地方就職学生支援事業の就職活動に係る交通費補助を受けた人に限定することなく、地域の実情や社会情勢を踏まえた柔軟な制度とすること。

7 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

国への提案事項

8 社会動態全体を表した「住民基本台帳人口移動報告」への内容変更

- 総務省が毎年1月末頃に公表している「住民基本台帳人口移動報告」においては、国外の転出入が住民基本台帳に記載されているにも関わらず、国内移動のみが掲載され、社会動態の全体を表しておらず、報告書として社会に誤解を与えかねないことから、国内外移動全てを含む、社会動態全体を表す内容に改めること。または、他の人口統計に係る類似の報告と統合するなど、公表資料の精査や内容の見直しを図って、人口の実態が分かりやすく、誤解を与えずに把握できるようにすること。

9 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

- 全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「U I ターンの状況」を把握できるようにするなど、全国統一的な仕組みを構築すること。

【提案先省庁:内閣官房、内閣府、文部科学省、総務省、厚生労働省、経済産業省】

現状／国・広島県の取組状況

○ 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

【参考】国の主な取組

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 地方大学・産業創生法
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル人材地域還流戦略パッケージ（地方創生起業支援金・地方創生移住支援金）等

○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- ・ 県外学生等に対するUターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

課 題

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2023年における東京圏への転入超過数は12.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2020年度以降、拡大し続け、2023年は1万人を超える水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツが多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させている可能性がある。

現状／国の取組状況等

○ 多様なライフスタイルに対応した地域活性化のための基盤整備（二地域居住の促進）

- ・ コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯等を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、その促進に向け、基盤整備に関する法改正が本年5月に行われたところ。

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約28%が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）に所在。
- ・ 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和6年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施設に追加
- ・ 税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ・ 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

2 人口減少対策

(1) 東京一極集中の是正

課 題

- 二地域居住を一層促進し、地方への人の流れを創出・拡大していくためには、住民税の仕組みについても、二地域居住に対応させる必要がある。
- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、地方への人の流れの創出・拡大に取り組むとともに、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

（地方拠点強化税制）

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

現状

【小中高のキャリア教育等】

- 広島県では進学前に地元企業と接点を持つことで地域に愛着を持ち、大学進学後の地元就職・Uターン就職に好影響を与えるという仮説の元に、県内高校に対して「ひろしま業界マップ」の配付や地元企業の出前講座を実施している。
(実績) 地元企業の出前講座
R5年度 34校5,261人参加

【マッチング支援事業】

- 令和3年度より運用を開始したマッチングサイトについて、内閣府とYahooの間でデータ連携(県求人サイト掲載の求人情報を、民間求人まとめサイトに連携掲載する仕組み)を行っている。
- 県求人サイトへの令和5年度アクセス数のうち、民間求人サイトからのアクセス数が上位2位と3位を占めており、データ連携が効果的に活用されている。
- データ連携が令和7年3月末で終了することにより、情報発信力が確約されなくなる。

【地方就職学生支援事業】

- 東京都内に本部を置く大学の学生のUIJターン就職を促進するため、令和6年度から地方就職学生支援事業が開始されたが、東京都に本部がある大学に通う学生が対象となっており、埼玉県、千葉県、神奈川県に本部を置く大学の学生は対象になっていない。
- インターンシップを行う企業が増加しており、地方就職促進につながっている。また、就職活動の早期化が進んでおり、必ずしも6月以降の選考面接となっていない。
- 面接の交通費を支給する企業は多いが、転居費を支給する企業はほぼ存在しない。

課題

- 地方創生の観点から、県外大学に進学した学生がUターン就職することを促すことが重要な取組であるため、進学前に地元への愛着を持たせることが重要である。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、求人情報の提供は特に重要である。
- なかでも大きなウェイトを占める「20～24歳」の移動を促す、新卒就職については、人手不足の労働環境も相まって、活動期間が早期化・長期化しており、実態に即した制度となっていない。

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和6年3月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	102,670	25,797
広島県	3,506	870(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2,092件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和6年3月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
補助件数(常勤雇用)	20	33	34	40	53	39	41	47	307
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	22	15	126
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	53.7%	31.9%	41.0%

令和2～4年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移した一方、令和5年度は減少したことから、コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約11万人(令和5年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

現状

○ 社会動態全体に即していない結果の公表

- ・住民基本台帳人口移動報告は、住民基本台帳に国外の転出入も記載されているが、国内移動に係る情報のみを切り取って掲載がされている。
- ・これによると、「転出超過数は広島県が最も多く、最も拡大」となっており、国外との移動を含めた社会動態全体の状況と異なる事実が記載されているにも関わらず、この公表があたかも社会動態全体のデータとして社会に取り上げられ、誤解を生じさせている。

○ 人口移動理由の分析の必要性

- ・本県では、以前から、窓口での転入手続き時に移動理由を把握するための独自調査を行っている。
- ・法令で定めのない独自調査であるため、回収率が低迷している。加えて、昨年からマイナポータルを通じたオンラインによる転出届が可能となったことから、さらに回収率が低下している。
- ・また、同様の独自調査を実施している都道府県が少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

2 人口減少対策 (1) 東京一極集中の是正

課題

- 住民基本台帳で国外からの転出入状況も把握できる以上、報告書には、国内外移動全てを含む、社会動態全体の状況を示す必要がある。
- また、「人口推計」や「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」においては、社会動態全体が公表されており、様々な類似の報告やデータが異なる時期に個別に公表されることにより、社会的に混乱を招き、人口実態の正確な把握等がしにくくなっている。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析して各自自治体を実施する施策に反映させる必要がある。

2 人口減少対策

(2)子ども・子育て

国への提案事項

1 ひろしま版ネウボウ構築の推進

- 妊娠期から子育て期の相談・支援について、利用者に寄り添った場になるよう、子ども・子育て交付金の「利用者支援事業」を、施設改修や職員の研修・意識変容などに活用できるよう、補助対象業務を拡充すること。

2 子供の予防的支援の推進

- 「こどもデータ連携実証事業」の全国展開に向けて実証事業を継続し、効果検証や成果の見える化を行うとともに、予防的な支援に関わる職員の育成・確保等について支援を検討すること。
- 予防的な観点から関係機関と連携し早期に支援が行えるよう、児童の情報を関係機関で共有することについて、制度上の位置づけを明確にすること。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

国への提案事項

3 幼児教育・保育の完全無償化

- 少子化への対策として、就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。

また、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。

(概要)

- 保育料の無償化は国の責任と財源において全国一律に実施すべきものである。
- また、国による完全無償化が実現されない中、待ったなしで進行する深刻な少子化に歯止めをかけるための有効な施策の一つとして、地方が危機感を持ち、自らの財政負担で無償化を実施する場合については、その意義を踏まえ、こうした自治体に対し、当該経費の一部について国として財政的支援を行うこと。

【令和6年度から実施】

府中市・世羅町・神石高原町(0～2歳児完全無償化) 広島市(第3子以降無償化、第2子を半額)
三原市・尾道市・福山市(0～2歳の第2子以降無償化) 廿日市市(0～2歳の第1子を半額)

4 児童福祉施設整備に係る財政支援

- 就学前教育・保育施設整備交付金について、各市町の子ども・子育て支援事業計画(第2期:令和2～6年度)に基づく保育施設整備に係る必要な財源を着実に措置すること。また、次期計画(第3期:令和7～11年度)の策定にあたり、少子化を見据え施設の統合等を進める地域がある一方で、0～2歳児の保育料の無償化やこども誰でも通園制度の実施に伴い保育需要が高まる地域も想定されることから、地域の実情に応じた施設整備や改築に必要な財源を確保すること。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設等における環境改善等のための施設整備や地域小規模児童養護施設の整備等が、国の進める小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け着実に推進できるよう、必要な財源を措置すること。

【提案先省庁: こども家庭庁】

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

2 子供の予防的支援の推進

現状／広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- ひろしまネウボラとして、県内18市町において補助事業を実施しており、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、面談回数の増加、医療機関や保育所等との情報連携を推進し、ポピュレーションアプローチによるリスクの早期把握・早期支援に取り組んでいる。
- 国は、妊娠期から子育て期の相談・支援について、主に子ども・子育て支援金の利用者支援事業として実施している。

【子供の予防的支援の推進】

- モデル4市町において補助事業を実施しており、こどもの育ちに関する様々なデータを集約・分析し、潜在的に虐待リスクがある子どもや家庭に対し、予防的な支援を継続的に行っている。
- 国は、令和4年度からこどもデータ連携に係る実証事業を開始し、令和5年度はこども家庭庁が主体となり本県を含む14団体で実施した。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 利用者が相談する施設が事務的であり、安心して相談できる場に改修する必要があるが、施設整備に関する補助が開設準備に限られており、補助上限額も十分ではない。
- 利用者に寄り添った対応を全ての相談員が統一に行うためには、専門知識の研修だけでなく、職員による理念、行動指針等の理解や意識・行動の変容のための継続的な働きかけが必要である。

【子供の予防的支援の推進】

- データ連携やシステム開発には多額の費用が必要であり、市町単独で実施するのは財政的に難しい。
- 予防的な支援は、通常の虐待対応と異なり、問題が発現していない家庭への関わりがあるため、職員の育成・確保等が必要。
- 個人情報の保護の観点から、潜在的に支援が必要と考えられる児童を要支援児童として管理し、関係部署と情報共有をしているが、制度上の位置づけが不明確であるため、市町の判断に委ねられている。

3 幼児教育・保育の完全無償化

4 児童福祉施設整備に係る財政支援

現状／広島県の取組

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 0歳から2歳までの保育については、利用人数が限定的であることなどを理由に、国のこども政策強化の動きの中でも拡充は見送られたことから、近年、独自に減免や無償化を実施する市町が増えている。(ただし、住民税非課税世帯の子供は、既に0～2歳児も無料である。)

【児童福祉施設整備に係る財政支援】

- 就学前教育・保育施設整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金について、従来は年5回協議の機会が設けられていたが、令和6年度は第1回協議で申請額が予算の上限に達した。
- 就学前教育・保育施設整備交付金については、第2回以降の協議は行わないと事務連絡が国からあり、その後、全国知事会からの要請などにより、追加協議が再開されたが、対象は限定的であり、また、申請に対しても満額内示されず、施設整備に遅れが出ていることから、各市町の子ども・子育て支援事業計画にも支障が生じている。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金については、第2回以降の協議においては、対象外となっており、今後も協議対象となる見込みは低く、令和6年度に計画していた整備に着手できない状況となっている。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課題

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 新規需要の掘り起こしとなるため、新たな保育施設の整備、更なる保育士確保が必要となる。
- 施設整備に係る国予算について、十分に確保する必要がある。

【児童福祉施設整備に係る財政支援】

- 就学前教育・保育施設整備交付金が措置されなければ、保育の需要予測に係る各市町の子ども・子育て支援事業計画が実施できず、待機児童が発生する可能性がある。
- 次世代育成支援対策施設整備交付金が措置されなければ、計画していた整備や修繕ができず、児童の適切な養育環境の保障に支障をきたす可能性がある。

2 人口減少対策

(3)教育の充実

国への提案事項

1 質の高い教員確保のための環境整備

- 産・育休代員の対象期間の延長及び対象校種・職種の拡大を図ること。
- 生徒指導担当教員、日本語指導担当教員などの教職員定数の拡充及び小学校における教科担任制の対象学年の拡大を図ること。
- スクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。
- 教員採用選考試験の早期化を進めるに当たっては、教育実習を含めた教職課程の編成・実施時期について、大学に対して、早期化に合わせたカリキュラムの見直しを働きかけるなど必要な措置を講じること。
- 給特法の改正など教員の処遇を抜本的に改善する対策を早期に実現し、必要な財政措置を講じること。

2 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど更なる教育費負担の軽減を図ること。

2 人口減少対策

(3)教育の充実

国への提案事項

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

- 保護者のニーズに対応した支援を行うに当たり、医療的ケア看護職員の配置に係る補助の拡大等、財政措置の更なる充実を図ること。

4 公立学校施設整備の促進

- 公立学校施設の老朽化が進む中、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と施設の長寿命化を図る老朽化対策との一体的な整備等が必要であることから、公立学校施設の整備に係る令和7年度予算の充実を図るとともに、起債元利償還金に対する地方交付税上の措置を拡充すること。

【提案先省庁：総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

1 質の高い教員確保のための環境整備

現状／広島県の取組

- 産・育休代員確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産休・育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校(小・中学部)の教員に限られており、8月以降に産育休を取得する場合や、高等学校・特別支援学校高等部の教職員は加配措置の対象となっていない。
- 全国的な傾向と同様に、本県においても不登校児童生徒数が増加している状況の中で、不登校対策の加配措置をしている学校については、不登校児童生徒の増加率は県全体と比較して低く抑えられている。
- 日本語指導について、教職員定数を活用し、一定の対象児童生徒の在籍がある学校に加配教員(常勤)を配置するとともに、少数在籍校に対する支援として、週当たり5時間程度の非常勤講師の措置を行っている。
- 小学校教科担任制については、高学年の授業のみが対象となっており、小規模校では措置要件を満たすことができず、活用にくい状況にある。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
- 質の高い教員の確保に繋げる観点から、全国的に教員採用試験の日程を前倒しする中、本県においては、受験者の負担が大きい等の理由から、今年度及び来年度については、前倒しを見送っている。
- 教員の業務の複雑性や困難性が以前より増大する中、高度な専門的知識や技能等が求められる高度専門職としての職務に見合った処遇となっていない。

2 人口減少対策 (3)教育の充実

課 題

- 更なる産・育休代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種の拡大が必要である。
- 不登校等児童生徒への支援を充実させるためには、個々のニーズに応じた多様な学びの場を整備するとともに、成長を促す伴走者としての教員の配置拡充が必要である。
- 日本語指導について、少数在籍校を含めた、公立学校に在籍する全ての対象児童生徒に十分な指導を実施するために、より一層の定数拡充が必要である。
- 教員の持ちコマ数軽減や業務負担軽減など学校の働き方改革を進めるために、小学校教科担任制の対象を中学年へ拡大するとともに、スクール・サポート・スタッフ等の継続的な配置など教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
- 教員採用試験の日程の前倒しについては、県内大学関係者からも教育実習の日程との調整で懸念を示されており、実施に当たっては、本県のみならず、全国の大学等において同様に教職課程に係る対応がなされる必要がある。
- 教職の魅力向上や教員不足の解消等を目的とした教員の処遇改善が必要である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金

2 学びのセーフティネットの構築

3 医療的ケア児及びその家族に対する支援

4 公立学校施設整備の促進

現状／広島県の取組

【学びのセーフティネットの構築】

- 広島県では、高校入学時に、授業等の教育活動で使用する学習者用コンピュータ端末(一人1台端末)を保護者負担で準備するよう案内しており、低所得世帯に対する支援として、端末購入費を対象とした県独自の給付型奨学金を、国の交付要綱等に基づく奨学給付金制度とは別に支給している。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 通学中の医療的ケアを理由にスクールバスが利用できない県立特別支援学校の医療的ケア児を対象とした通学支援(登下校時の送迎車両への看護師の配置)を実施している。

【公立学校施設整備の促進】

- 公立学校施設の老朽化が進む中、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と、施設の長寿命化を図る老朽化対策との一体的な整備等が必要である。

2 人口減少対策 (3)教育の充実

課 題

【学びのセーフティネットの構築】

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう継続して支援を行う必要があるが、端末購入費に係る支援が、県の大きな財政負担となっている。
- 小・中学校と同様に、高等学校段階においても一人1台端末が活用できる環境を整備するため、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど、国庫負担による支援が必要である。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援】

- 登下校時の送迎車両に通年で看護師を配置する場合、多額の費用を要することから、保護者のニーズに対応した支援を行うためには、安定的な財源確保が不可欠である。

【公立学校施設整備の促進】

- 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることなどから、更に多額の財源確保が課題である。

【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金

3 安心・安全な暮らしづくり

(1) 地域医療体制の確保

国への提案事項

地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

(1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業の拡充・延長

- 2040年に向け検討を進める地域医療構想において、医療機能の分化・連携の更なる加速に向け、地域医療介護総合確保基金などによる財政的な支援制度を継続すること。
- 大規模な再編を伴う地域の基幹的な病院整備については、地域医療構想の加速に大きな役割を果たす一方近年の建築物価の高騰を受け、現状の地域医療介護総合確保基金の支援制度のみでは財政的負担が大きいことから、支援制度の新設・拡充を図ること。

(2) 公立病院を中心とした機能分化・連携強化に係る地方財政措置の充実

- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づく病院の整備について、病院事業債(特別分)の元利償還金に対する普通交付税措置の措置対象となる建築単価の実態に応じた見直しなど、支援制度の拡充を図ること。

(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)に係る支援制度の拡充・延長

- 病院施設については、他施設に比べエネルギー消費量が多く、ZEB化に必要な高効率設備の整備コストも大きいことから、新築建築物のZEB化支援事業における補助上限額の引き上げなど、支援制度の新設・拡充を図ること。
- 政府目標の2050年カーボンニュートラルや2030年度温室効果ガス46%減(2013年度比)の早期達成に向けて、新築建築物のZEB化支援事業などの財政的な支援制度を継続すること。

【提案先省庁：総務省、厚生労働省、環境省】

地域医療構想の加速等に向けた財政支援の拡充

現状

- 無医地区数は全国ワースト2位
広島県内の無医地区数：2023年53か所
- 若手医師が減少
広島県内の20～30歳代の病院勤務医師数の増減率：
2002年→2020年 92.9%(全国 111.5%、広島市 104.2%)
- 救急搬送困難事案の割合が高い
広島県の現場滞在時間30分以上の割合：7.8%
…政令市のある都道府県ワースト6位/16
- 医師の働き方改革の開始(2024年4月～)
時間外勤務の年の上限時間：救急医療等は1,860時間
- 急性期病床は過剰、回復期病床は不足
2025年の必要病床数との差(広島二次医療圏)：
高度急性期・急性期 1,184 床、回復期△1,903床

【参考】広島県における病床機能別病床数

(単位：床)

区分	2014年7月1日 (病床機能報告)	2022年7月1日 (病床機能報告)	2025年必要病床数 (暫定推計値)	過不足 ②-③
広島県	① 高度急性期	4,787	4,464	2,989 1,475
	② 急性期	14,209	10,875	9,118 1,757
	③ 回復期	3,284	6,342	9,747 △ 3,405
	④ 慢性期	10,368	7,738	6,760 978
	⑤ 休養等	323	795	795
	計	32,971	30,214	28,614 1,600
広島医療圏	① 高度急性期	2,858	2,612	1,585 1,027
	② 急性期	5,591	4,399	4,242 157
	③ 回復期	1,400	2,603	4,506 △ 1,903
	④ 慢性期	4,213	2,654	2,730 △ 76
	⑤ 休養等	118	316	316
	計	14,180	12,584	13,063 △ 479

広島県の取組

- 広島県においては、高度な医療や様々な症例を集積する新病院の整備による医療人材の確保・育成・派遣等により、将来にわたって県全域の医療提供体制を確保することを目指した「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)を策定し、新病院の基本設計等を進めている。

課題

- 都市部における複数の医療機関の統合を伴う基幹病院の整備にあたっては、救急・小児・災害・感染症など不採算・特殊部門に係る医療や民間病院では限界のある高度・先進医療、へき地医療、広域的な医師派遣等の役割を担うことに加え、近年の物価や人件費、建築単価の大幅な上昇により病院運営に必要なコストの増大が見込まれる。
- さらに、エネルギー消費量の多い病院施設におけるZEB化の達成には、他施設と比べて高効率な設備の整備コストが必要となる。
- このため、地域の医療に必要な新病院の安定的な経営に向け、地域医療介護総合確保基金や公立病院経営強化に係る財政措置のほか、ZEB化に係る財政支援制度の充実が必要となっている。

【公立病院を中心とした機能分化・連携に係る地方財政措置の概要】

区分	交付税措置	対象経費
病院事業債 (特別分)	元利償還金の40% (建築単価52万円/㎡以下) 【参考】通常分 元利償還金25%	①患者搬送車、遠隔医療機器整備費 ②医療情報の共有等のための情報システム整備費 ③高度・救急医療施設・医師の研修派遣施設・設備整備費 ④基幹病院以外の既存施設の改修・医療機器整備費 ⑤統合等に伴う基幹病院の整備費

(参考)「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)における新病院の建築単価(約80万円/㎡)

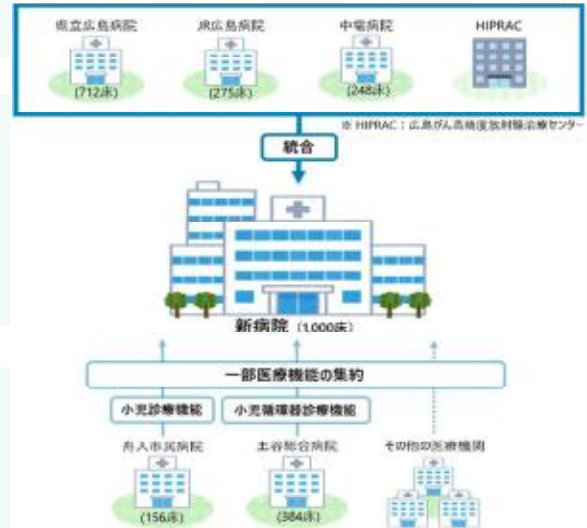
「高度医療・人材育成拠点」基本計画(R5.9)の概要

1 新病院(高度医療・人材育成拠点)の概要

整備予定地	広島市東区二葉の里三丁目
コンセプト	○ 標準治療が確立された症例のみならず、難易度の高い症例が集積された高度急性期・急性期機能を担うハイボリュームセンターとして、全国トップレベルの高水準かつ安全な医療を提供する。 ○ 広島県の医療を支える医療人材の確保・育成や中山間地域をはじめとする県内全域の地域医療を維持するための体制を構築する。
病床規模	1,000床(一般病床950床、精神病床50床)
主な医療機能	○ 三次救急及び二次輪番病院のバックアップ “断らない救急”、小児救命救急センター(ER機能併設)、成育医療センター ○ がん治療センター、脳卒中センター、心臓病センター、外傷センター、消化器内視鏡センター ○ 新興・再興感染症拡大時に対応可能な体制 ○ 基幹災害拠点病院として人材育成・派遣など災害医療体制の強化 ○ ICT技術を活用したスマートホスピタル ほか
運営形態	一般地方独立行政法人(2025年4月設立予定)
概算事業費	約1,300億円～1,400億円 建築工事費: 約900～1,000億円 (設計費、現病院の解体費含む) 土地購入費: 約180億円 医療機器等: 約170億円(システム含む) 建物購入費: 約50～60億円(再編病院資産購入)
開院予定	2030年度

2 医療機能の再編計画

○ 高度な医療資源が集中する広島都市圏において、適切な機能分化と連携による地域完結型医療を実現するため、将来的な医療需要を見据え、医療機能の分化・連携のあり方や医療再編の方向性について、引き続き関係機関との検討を進める。



3 整備スケジュール(見込)

2023年9月基本計画 ⇒ 2026年建設着工 ⇒ 2030年新病院開院

3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

1 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

- 全国的な鉄道ネットワークのあり方について、次の観点を踏まえ、国の責任において議論を行い、方向性を示すこと。
 - ・地方創生や国土強靱化といった将来の国土のあり方を見据え、国として今後維持すべき鉄道ネットワークを明らかにすること。
 - ・国鉄改革時に、JRは債務の切り離しや事業用固定資産の承継を受け、会社全体の経営の中で内部補助によりローカル線を維持していくことが基本とされたJRの経緯やJR西日本の令和5年度1,673億円の経常黒字といった経営状態を踏まえ、ローカル線の維持に関する内部補助の考え方を示すこと
 - ・JRによる路線の維持が難しい場合、その負担を地方に転嫁するのではなく、ローカル線維持に係る国の責任のあり方を示すこと。
- また、「芸備線再構築協議会」の議論の前提である全国的な鉄道ネットワークのあり方を整理しないまま、再構築協議会の議論を強引に進めることは適切でなく、直ちに対応すること。

3 安心・安全な暮らしづくり

(2) 鉄道ネットワーク及びJRのあり方に関する方向性の議論

国への提案事項

2 関係者で合意された取組を実現する手段の担保

- 改正地域交通法の基本方針では、鉄道からモード転換した場合、JR各社が「グループ会社による運行」など、十分な協力を行うべきと定められているが、よりJRの責任を明確化するよう、法律等で担保することや、国から指導を行うことで、地域公共交通の「持続可能性」を確保すること。

【提案先省庁：国土交通省】

現 状

【JR西日本の現状】

- 令和4年4月及び11月、特定線区のみを取り出し、ローカル鉄道に関する課題認識と、輸送密度が1日2,000人未満の線区に関する「収支率」「営業係数」「営業損益」について発表。
- 令和5年10月、国の法改正で創設されたローカル鉄道のあり方を議論する「再構築協議会」について、国へ設置を要請。

【国の現状】

- 令和5年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行。
- 法改正は、ローカル鉄道に関する議論や支援の枠組の創設が中心になっており、国が主宰する「再構築協議会」の創設は、本県をはじめとした全国知事会等で要請してきた、ローカル鉄道の在り方を、国も主体的に関与して協議の場に入って検討を行うことが反映されている。
- 財政支援は、協議会での議論の結果、「社会資本整備総合交付金」による施設整備等への新たな支援が創設されているが、運行経費についての支援はない。
- 令和6年3月に第1回芸備線再構築協議会(会長:中国運輸局長)を開催。その後、同年5月に第1回幹事会、7月に第2回幹事会を開催した。

【広島県の現状】

- 令和3年8月から、JR西日本の申入れ(同年6月)を受け、本県・庄原市・岡山県・新見市が、JR芸備線の利用促進等について協議・検討を進めている。(計6回実施)
- 令和5年2月から、JR西日本に対し、芸備線の利用状況・経営状況等についてヒアリングを実施(計3回実施)
- 第1回芸備線再構築協議会及び第1回～第2回幹事会に出席。

広島県の取組

- 令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る事業を創設し、鉄道利用促進の取組を進めている。
- 国の有識者検討会への参加(R4年3月及び5月)、国交大臣への提言(R4年5月(有志28道府県))や要請(R4年11月、R5年8月(全国知事会))など、様々な機会を通じて、「ローカル鉄道議論への国の主体的な関与」「国の交通政策の根幹として、内部補助の枠組み整理を含む鉄道ネットワークのあり方」や「止むを得ずモード転換等した場合の移動手段を持続可能なものとするための支援」を求めてきた。
- JR西日本に対しては、特定線区のみを取り出し「内部補助を含めた事業構造が維持できなくなった」という主張に対し、ヒアリングを開催し、内部補助の考え方の説明を求めてきたが、開示されている経営状況等を説明するのみで、地域に対する十分な説明はない。

課 題

- 鉄道のあり方議論においては、一部線区のみを議論するのではなく、その前提として、国において全国的な鉄道ネットワークの方向性を示すことが必要であるが、このことが整理されていない。
- JRが担う全国的な鉄道ネットワークは、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスの一つとして重要な役割を担い、国土強靱化や地方創生を始め、国土の均衡ある発展などの観点から必要な社会インフラであるにも関わらず、全国各地で、ローカル線の在り方について検討を求めるJRの表明が続いている。
- 利便性が高く、持続可能な地域の公共交通のためには、仮にモード転換した場合のJRの責任が明確化されていない。

3 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 交通事業者の人手不足に対する財政支援制度の創設

- 厳しい経営状況を抱える交通事業者において、事業者の自助努力による解決は限界があるため、人材の採用・育成のほか、女性就労などの受入環境整備をはじめとした地域公共交通を担う人材確保を公的に支えるための新たな財政的な支援制度を創設すること。【再掲】

2 交通空白地域における自家用有償運送普及のための財政措置の拡充

- バス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な交通空白地域において、車両の購入やAIによる予約配車システムの導入など、利便性の高い自家用有償運送の構築に必要な初期費用に対する補助の拡充を行うこと。

3 航路の維持確保に向けた財政措置の拡充

- 地域の生活に必要不可欠であり、県や市町が補助を行っている航路については、国が支援を行っている航路と同様に、交通GXに対応した船舶の建造に必要な経費の支援が行われるよう国の地域公共確保維持改善事業に新たな補助メニューを追加すること。

【提案先省庁：国土交通省】

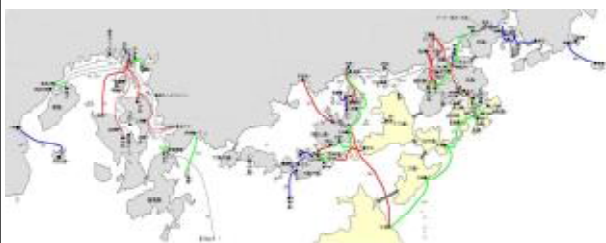
3 安心・安全な暮らしづくり

(3) 生活交通の維持確保のための支援

現状／広島県の取組

- 県では「広島県地域公共交通ビジョン」を策定し、交通事業者、利用者、行政といった関係者が中長期的な視点を持って一体的に取り組みを進めている。

〔広島県の航路図〕



— 国庫補助航路(7航路) — 市町単独補助航路
- - - 県独自の補助対象航路(14航路)

- 瀬戸内海では、点在する島々に居住する人々の暮らしを航路ネットワークで支えている。
- 県として維持すべき航路について、県・市町の協調による航路補助に取り組んでいる。
- 県の補助航路における船舶の老朽化が著しい。

〔平均船齢：27年（国庫補助航路は10年）〕

課 題

- バス、タクシー、旅客船等、地域の公共交通を担う人材の不足によって、路線の減便や一部区間の廃止を余儀なくされるなど、問題が顕在化している。
- 労働時間の規制に関する2024年問題によって、公共交通分野における人手不足がさらに深刻化している。
- 中山間地域では地域公共交通がカバーされていない交通空白地域が広がりつつある。
- 国の補助制度では離島への唯一航路であることを補助要件としており、瀬戸内海の実情にそぐわない。
- 船舶の建造には多額の費用が必要となり、航路事業者と自治体だけではあまりにも負担が大きい。
- 燃油費高騰や交通GXの流れを踏まえ、老朽化した船舶の更新によって、省エネ・脱炭素化へ対応していく必要がある。